（無線設備規則の一部改正）

**第三条**　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次<br>［第一章～第三章　略］<br>第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件<br>［第一節～第二節の十三　略］<br>第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二―第四十五条の三の七）<br>［第三節の二～第九節　略］<br>［第五章　略］<br>附則<br>（選択呼出装置等）<br>**第九条の二**　次の表の上欄に掲げる無線局で別に告示するものについては、同表の下欄に掲げる装置で別に告示する技術的条件に適合するものを装置しなければならない。<br>［表略］<br>［2～5　略］<br>6　二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するもの（船舶自動識別装置、簡易型船舶自動識別装置及びＶＨＦデータ交換装置を除く。）をいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。<br>（空中線電力の許容偏差）<br>**第十四条**　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>［一～三　略］<br>三の二　次に掲げる送信設備<br>(一)　船舶自動識別装置<br>(二)　簡易型船舶自動識別装置<br>(三)　ＶＨＦデータ交換装置<br>［四～十八　略］<br>［2～4　略］ | 目次<br>［第一章～第三章　同上］<br>第四章　［同上］<br>［第一節～第二節の十三　同上］<br>第三節　船舶局及び海岸局並びにインマルサット船舶地球局等の無線設備（第三十七条の二―第四十五条の三の五）<br>［第三節の二～第九節　同上］<br>［第五章　同上］<br>附則<br>（選択呼出装置等）<br>**第九条の二**　［同上］<br>［表同上］<br>［2～5　同上］<br>6　二六・一MHzを超え二八MHz以下、二九・七MHzを超え四一MHz以下又は一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置（船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するものをいう。）は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。<br>（空中線電力の許容偏差）<br>**第十四条**　［同上］<br>［一～三　同上］<br>三の二　船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置<br>［四～十八　同上］<br>［2～4　同上］ |

| 送信設備 | 許容偏差 上限（パーセント） | 許容偏差 下限（パーセント） |
|---|---|---|
| 三の二　次に掲げる送信設備 | 四〇 | 三〇 |
| (一)　船舶自動識別装置 | | |
| (二)　簡易型船舶自動識別装置 | | |
| (三)　ＶＨＦデータ交換装置 | | |

| 送信設備 | 許容偏差 上限（パーセント） | 許容偏差 下限（パーセント） |
|---|---|---|
| 三の二　船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置 | 四〇 | 三〇 |